

特定化学物質の取扱量 集計結果(平成29年度 和光市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	13	アセトニトリル	1	8	800	13	800	0.0	0.0
1	53	エチルベンゼン	10	2	287,240	6	540	0.0	286,700
1	80	キシレン	10	2	1,254,300	2	2,300	0.0	1,252,000
1	127	クロロホルム	1	8	4,500	8	4,500	0.0	0.0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	8	3,000	10	3,000	0.0	0.0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	10	2	829,400	4	1,400	0.0	828,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	9	6	490,700	5	0.0	0.0	490,700
1	300	トルエン	10	2	3,026,600	1	5,600	0.0	3,021,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	11	1	830,970	3	3,970	0.0	827,000
1	400	ベンゼン	9	6	163,300	7	0.0	0.0	163,300
3	3	イソオクタン	1	8	2,100	12	2,100	0.0	0.0
3	24	テトラヒドロフラン	1	8	660	14	660	0.0	0.0
3	35	メタノール	1	8	2,200	11	2,200	0.0	0.0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	8	4,300	9	4,300	0.0	0.0
		合計	—	—	6,900,070	—	31,370	0.0	6,868,700

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。